

議員発案第1号

消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書（案）

上記の議案を別紙のとおり議会会議規則第14条第1項の規定により提出
します。

令和5年（2023年）3月23日

提出者	柏崎市議会議員	持田繁義	⑩
賛成者	同	佐藤正典	⑩
同	同	笠原晴彦	⑩
同	同	樋口良子	⑩

柏崎市議会議長 真貝維義 様

消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書（案）

新型コロナ危機の収束が見通せない中、国は、令和5年（2023年）10月から消費税インボイス制度を導入するとし、本年10月1日からの実施に向けた準備を進めている。

インボイス（適格請求書等保存方式）制度は、取引金額や年月日、品目、消費税額などに加え、新たに税務署から割り振られた事業者番号を記載した請求書や領収書が義務化され、免税点制度を実質的に廃止するものです。

インボイスを発行するためには、いかに営業収入が少なくても、課税業者となり、消費税納税の義務が発生する。課税業者にならないければ、取引から除外される可能性もある。個人事業主やフリーランス、個人タクシー運転手、小規模農家など広範な人に負担増が強いられる。また、シルバー人材センターに登録して働く高齢者も対象となる制度である。

このため、日本商工会議所をはじめ、全国中小企業団体中央会、中小企業家同友会、日本税理士会連合会などの中小企業団体や税理士団体も「凍結」「延期」「見直し」を表明し、現状での実施に踏み切ること懸念の声を上げている。

インボイス制度の導入によって地域に根差した小規模事業者に不利益をもたらし、地域経済の更なる疲弊を招きかねない。

新型コロナ禍の危機的状況の中、年間売上高1,000万円以下の免税事業者が事業の継続をするためにも、消費税インボイス制度実施の延期を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年（2023年）3月23日

柏崎市議会

理由

インボイス制度の実施延期を求め、小規模事業者等の営業を守るため